

令和6年度 **新たな**物価高騰重点支援給付金 (非課税または均等割のみ課税世帯)のご案内

- 本給付金 **1世帯あたり10万円**は、令和6年度に**新たに**住民税非課税または均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 同一世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合は、**対象児童1人あたり5万円**が加算されます。

支給対象世帯

令和6年6月3日時点で、与那国町に住民登録があり令和6年度住民税が次の①または②のいずれかに該当する世帯

①住民税非課税世帯

②「均等割のみ課税世帯」・「非課税の方と均等割のみ課税の方」で構成される世帯

※令和5年度同様の支給対象となった世帯や、個人住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯等は該当しません。 **対象外の場合は破棄して下さい！**

支給手続き

支給対象者には、町から「確認書（要返送）」をお送りしています。

※他市町村からの転入（令和6年1月2日以降）や、確定申告の未申告などにより課税状況が不明の方がいる場合は「申請書」の提出が必要です。

申請期限：令和6年11月29日（金）※必着

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉与那国町役場 長寿福祉課
〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 ☎0980-87-3575 担当：伊敷